

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月14日
【四半期会計期間】	第49期第3四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）
【会社名】	日医工株式会社
【英訳名】	Nichi-Iko Pharmaceutical Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 友一
【本店の所在の場所】	富山県富山市総曲輪一丁目6番21
【電話番号】	076(432)2121(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 稲坂 登
【最寄りの連絡場所】	富山県富山市総曲輪一丁目6番21
【電話番号】	076(432)2121(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 稲坂 登
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第49期 第3四半期連結 累計期間	第48期
会計期間	自平成24年 4月1日 至平成24年 12月31日	自平成23年 12月1日 至平成24年 3月31日
売上高(千円) (第3四半期連結会計期間)	71,862,391 (25,981,845)	26,998,799
経常利益(千円)	6,764,228	2,300,746
四半期(当期)純利益(千円) (第3四半期連結会計期間)	4,053,930 (1,870,055)	1,330,519
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	4,050,356	1,500,817
純資産額(千円)	47,667,908	45,528,458
総資産額(千円)	98,184,035	88,455,713
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円) (第3四半期連結会計期間)	101.14 (46.91)	32.92
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	101.09	-
自己資本比率(%)	48.5	51.5

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は第47期より従業員株式所有制度を導入しております。当従業員株式所有制度の導入に伴い、日医工従業員持株会専用信託(以下、従持信託といいます。)は自己株式389,100株を取得しております。これに伴い、1株当たり四半期(当期)純利益の算定に用いられた、第48期連結会計年度及び第49期第3四半期連結累計期間の普通株式の期中平均株式数には、従持信託が所有する自己株式を含めております。(詳細は「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(1株当たり情報)」に記載しております。)

4. 第48期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 第48期は、決算期変更により平成23年12月1日から平成24年3月31日までの4ヶ月間となっております。

6. 第48期は、決算期変更により第3四半期連結財務諸表を作成しておりません。これに伴い、前第3四半期連結累計期間及び前第3四半期連結会計期間の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、平成24年6月1日付で、当社は連結子会社でありました日医工ファーマ株式会社を吸収合併いたしました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、引き続き動きは鈍いものの、一部に下げ止まりの兆しもみられ、輸出環境の改善や経済対策の効果などを背景に、景気回復へ向かうことが期待されております。

医薬品業界におきましては、平成24年4月の薬価改正の影響がありましたが、後発医薬品市場については、診療報酬改定など後発医薬品使用促進施策によりさらに伸長し、四半期（7～9月）における後発医薬品の数量シェアは、引き続き微増ながら25.4%（4～6月比較で0.1%増、日本ジェネリック製薬協会発表）となっております。

平成24年度内には新たな後発医薬品シェア目標の設定も見込まれており、更なる拡大使用が期待されます。

当社は、増加する後発医薬品需要に備えて、平成22年に竣工した富山工場「Pentagon棟」に隣接させて、新たに建設しておりました製造棟「Pyramid棟」が平成25年4月の稼働開始を予定しております。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高が718億62百万円、営業利益が65億67百万円、経常利益が67億64百万円、四半期純利益が40億53百万円となりました。

また、前連結会計年度より連結決算日を3月31日に変更しております。この変更に伴い、決算期変更の経過期間となる前連結会計年度は平成23年12月1日から平成24年3月31日までの4ヶ月間であったため、対前年同期比較については記載を省略しております。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

買収防衛策について

平成20年1月16日開催の当社取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決議し、当社の株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「原プラン」といいます。）の導入を決定いたしました。原プランにつきましては平成20年2月28日開催の当社第43期定時株主総会において出席株主の議決権の過半数の賛同を得て可決され、当該定時株主総会の日をもって効力が発生しております。

その後引き続き、当社は、金融商品取引法及び関連政省令の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益をより一層確保・向上させるための取組みとして、原プランの内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、平成23年1月13日開催の当社取締役会において、「会社の支配に関する基本方針」をあらためて決議し、原プランの内容を一部変更いたしました当社の株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を決定いたしました。本プランにつきましては平成23年2月25日開催の当社第46期定時株主総会において出席株主の議決権の過半数の賛同を得て可決され、当該定時株主総会の日をもって効力が発生しております。

その概要は以下のとおりであります。

a. 会社の支配に関する基本方針

当社は上場会社であるため、当社の株式等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものであります。従いまして、当社の株式等に対する大規模な買付行為につきましても、当社としては、原則としてこれを否定するものではありません。

大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に株券等の大規模買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、このような敵対的な株券等の大規模買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうとは限らないと考えておりますので、かかる買付け全てを一律的に否定するものではありません。

しかし、一方的な株券等の大規模買付けの中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう株券等の大規模買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉及び当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

従いまして、上記のような企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模買付提案又は、これに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

b. 本プラン導入の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させることを目的として本プランを導入いたします。本プラン導入に関する当社の考え方の詳細は以下のとおりです。

当社は、ジェネリック医薬品メーカーとして事業を行っております。さらに、当社は社会の要請に的確に対応し、更なる体質強化を目指し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための様々な取組みを実施しているところであります。これらの取組みは、当社が定める「会社の支配に関する基本方針」に資するものであります。

従いまして、当社が大規模買付者から大規模買付行為(下記c.(a)(イ)において定義されます。以下同様です。)の提案を受けた場合に、株主の皆様が、これら当社事業の状況及び当社が現に実施している様々な取組みを踏まえた当社の企業価値について、並びに具体的な買付提案の条件・方法等について十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行っていただくことが、極めて重要であると考えます。

また、株主の皆様が大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い、当社事業特性及び上記の様々な取組みの内容に精通している当社取締役会からの情報、並びに当該大規模買付行為に関する当社取締役会の評価・意見等が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様にとってその情報を熟慮するための時間も十分に確保されることが不可欠であると考えております。

さらに、当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのための必要時間も十分に確保されるべきであります。

当社取締役会は、大規模買付者の有する大規模買付行為後の当社の経営方針等を含め当該大規模買付行為の条件・方法等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上に資するものであるか否かの評価・検討等をした結果として、当該大規模買付行為が、当社の株券等を買集め多数派株主として自己の利益の追求のみを目的とした濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様が当社の株券等の売却を事実上強要し、又は、株主の皆様が当社の真実の企業価値を反映しない廉価で当社株券等を売却せざるを得ない状況に置くような態様である等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要且つ相当な対抗措置を講じる必要があるものと考えます。

以上の考えに基づき、当社取締役会は、株主の皆様が買付に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断していただけるように、取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その内容の評価・検討等に必要時間を確保し、株主の皆様へ代替案を含めた判断のために必要な時間を提供することを目的として本大規模買付行為に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を定めることといたしました。

また、本プランは、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な評価・検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、又は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。

従いまして、本プランはこれらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本プランの導入は、当社が定める「会社の支配に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

c. 本プランの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付行為に先立ち、事前に当社取締役会に対して必要且つ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後初めて大規模買付行為を開始することを認めるといものです。なお、大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

(a) 大規模買付ルールの設定

(イ) 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランにおいては、次の若しくはに該当する行為又はこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け

当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(ロ) 「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出

まず、当社取締役会が予め承認した場合を除き、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長に対して、本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約、その他一定の事項について日本語で記載した「大規模買付意向表明書」を当社の定める書式で提出していただきます。

(ハ) 「大規模買付情報」の提供

「大規模買付意向表明書」をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な日本語で記載された情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、「大規模買付意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入とします。）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「大規模買付情報リスト」を大規模買付者の国内連絡先宛に発送し、且つ、株主の皆様へ開示いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が客観的に合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

(二) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、対価を金銭（円貨）のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間（いずれの場合も初日不算入とします。）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(c)(ロ)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の決議に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入とします。）延長することができるものとします。

当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様へ公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(b) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(イ) 対抗措置発動の条件

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当な対抗措置を講じることといたします。

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する大規模買付情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を講じることがあります。

(ロ) 対抗措置の内容

本プランにおける対抗措置としては、原則として、当社取締役会の決議に基づき、下記の内容の新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。また、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

<本新株予約権無償割当ての概要>

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）の同数とします。

当社取締役会が定める割当期日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する当社の普通株式（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき新株予約権1個の割合で無償で新株予約権を割当てします。

本新株予約権の無償割当ての効力発生日は、本新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定める日とします。

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株（以下「対象株式数」といいます。）とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とします。

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

本新株予約権の行使条件は次の内容とします。

特定大規模保有者（注1）、特定大規模保有者の共同保有者、特定大規模買付者（注2）、特定大規模買付者の特別関係者、若しくはこれら乃至の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又はこれら乃至に該当する者の関連者（注3）（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。

なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止又は撤回を決議した場合、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (注1)「特定大規模保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- (注2)「特定大規模買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。）によって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- (注3)「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

(c) 本プランの合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(イ) 本プランの導入等に関する株主の皆様の意思の確認と有効期間、継続及び廃止

株主の皆様の意思の確認

本プランの導入、継続は、当社株主総会出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て可決されることを条件としており、株主の皆様のご意思が十分に反映することができるものであります。

有効期間、継続及び廃止（注4）

本プランの有効期間は、平成26年2月に開催予定の当社第49期定時株主総会の終結時までの3年間とし、以後、本プランの継続（一部修正した上での継続も含む）について3年ごとに株主総会の承認を得ることとします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、本プランについては、有効期間の満了前に開催される当社定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会において、その継続、廃止又は変更の是非につき検討の上、その継続、廃止又は変更について決定します。

当社取締役会は、基本方針又は株主総会での承認の趣旨の範囲内、関連法令、上場証券取引所が定める上場制度等の変更、若しくはこれらの解釈、運用の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを変更する場合があります。

さらに、当社は、定款で取締役の任期が1年となっており、定時株主総会終結時に当社取締役全員が任期満了となりますので、取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて本プランの有効期間の満了前であっても、いつでも廃止することができることになり、本プランに関する株主の皆様のご意思が確認されます。

また、当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及びその他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び証券取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

(ロ) 独立委員会の設置及び諮問等の手続

独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置いたします。

独立委員会の委員は3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会はこの諮問に基づき必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

発動した対抗措置の中止又は撤回

当社取締役会が上記に記載の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生

じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記状況に至った具体的事情を提示した上で、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。

独立委員会は、当該諮問に基づき必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要且つ十分であるかについて疑義がある場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に独立委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、独立委員会は必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(d) 株主・投資家の皆様に与える影響

(イ) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従いまして、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(ロ) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行った場合には、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。

このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、対抗措置として当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記(c)(ロ)に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性がありますので、この点ご留意が必要となります。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

d. 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由（注4）

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させることを目的として導入するものです。その導入・継続にあたりましては、当社株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て可決されることを条件としています。また、本プランの有効期間は、当社第49期定時株主総会の終結時までの3年間ですが、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会によりいつでも廃止可能であり、取締役の任期も1年のため、本プランの有効期限の満了前であっても、定時株主総会毎に取締役選任議案に関する議決権の行使を通じていつでも本プランを廃止することができますので、株主の皆様のご意見が反映できる仕組みのものです。

本プランは、事前に公表しております合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、また一定の対抗措置を講じるか否かについての取締役会の判断をはじめ本プランの合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置するなど、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

以上のとおり、本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足するものであり、当社役員の恣意的な判断を排除するための仕組みが確保されており、当社取締役の地位の維持を目的としたものではありません。

また、当社取締役会が大規模買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大規模買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められることが必要である旨を明示する等、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。

さらに、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

<補足>

当社は、平成23年2月25日開催の第46期定時株主総会終了後に開催した取締役会にて独立委員会委員として下記3名を選任しております。

（委員）

今村 元（いまむら はじめ）

当社社外監査役

弁護士

堀 仁志（ほり ひとし）

当社社外監査役

公認会計士 税理士

田中 清隆（たなか きよたか）

税理士

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する平成23年1月13日付プレスリリース「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」をご覧ください。（当社ウェブサイトアドレス http://www.nichiiko.co.jp/finance/gif/4541_2011011301.pdf）

（注4）平成24年2月28日開催の第47期定時株主総会において定款一部変更が決議され、定時株主総会の基準日を毎年11月30日から毎年3月31日に変更しております。これに伴い、同日開催の取締役会において買収防衛策の有効期間を「平成26年2月に開催予定の当社第49期定時株主総会の終結時まで」としていたところを、「平成25年6月に開催予定の当社第49期定時株主総会の終結時まで」に変更決議しております。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

なお、研究開発費の金額は、23億80百万円（対売上高比率3.3%）であります。

(4) 従業員数

連結会社の状況

当第3四半期連結累計期間において、連結会社の従業員数の著しい増減はありません。

提出会社の状況

当第3四半期累計期間において、当社は平成24年6月1日付で日医工ファーマ株式会社を吸収合併したことに伴い従業員数が213名増加しております。

なお、従業員数は就業人員数であります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	93,500,000
計	93,500,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	40,729,417	40,729,417	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	40,729,417	40,729,417	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日	-	40,729,417	-	13,557,728	-	12,093,471

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成24年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 865,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 39,840,500	398,405	-
単元未満株式	普通株式 23,717	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	40,729,417	-	-
総株主の議決権	-	398,405	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権30個)含まれております。

2. 従持信託が所有する当社株式286,800株(議決権の数2,868個)につきましては、完全議決権株式(その他)に含めて表示しております。

3. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が67株含まれております。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日医工株式会社	富山県富山市総曲輪一丁目6番21	865,200	-	865,200	2.12
計	-	865,200	-	865,200	2.12

(注) 当第3四半期連結会計期間末現在の自己名義所有株式数は865,327株であります。また、この他に当第3四半期連結財務諸表において、自己株式として処理している従持信託が所有する当社株式が271,800株あります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

氏名	新役名	新職名	旧役名	旧職名	異動年月日
浦山 秀好	取締役	専務執行役員生産戦略担当	取締役	専務執行役員生産本部担当 兼滑川事業所担当	平成24年10月1日
町田 英一	取締役	常務執行役員東京本社担当	取締役	常務執行役員東京駐在	平成24年10月1日

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第64条第4項及び第83条の2第3項により、四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を作成しております。

(2) 当社は、平成24年2月28日開催の定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を11月30日から3月31日に変更いたしました。これに伴い、前連結会計年度は、平成23年12月1日から平成24年3月31日までの4ヶ月決算となったため、前第3四半期報告書を作成しておりません。従って、前第3四半期連結会計期間及び前第3四半期連結累計期間の記載については省略しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,299,320	3,171,891
受取手形及び売掛金	⁴ 23,871,371	⁴ 29,470,185
有価証券	1,666	666
商品及び製品	14,643,869	16,033,981
仕掛品	3,223,429	4,278,854
原材料及び貯蔵品	4,710,133	5,718,037
その他	⁴ 1,688,781	2,323,280
貸倒引当金	463,130	516,280
流動資産合計	53,975,442	60,480,616
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	¹ 12,204,591	¹ 11,690,362
機械装置及び運搬具(純額)	¹ 3,630,152	¹ 2,921,539
土地	4,066,333	4,112,621
建設仮勘定	1,144,112	6,473,816
その他(純額)	¹ 2,273,116	¹ 2,652,281
有形固定資産合計	23,318,307	27,850,621
無形固定資産		
のれん	1,149,688	1,018,014
その他	3,930,418	3,186,369
無形固定資産合計	5,080,107	4,204,383
投資その他の資産		
投資有価証券	4,316,928	4,215,304
その他	1,909,553	1,700,109
貸倒引当金	144,625	267,000
投資その他の資産合計	6,081,857	5,648,414
固定資産合計	34,480,271	37,703,418
資産合計	88,455,713	98,184,035

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4 16,164,131	4 20,590,410
短期借入金	5,850,000	5,975,000
1年内返済予定の長期借入金	2,745,244	2,720,484
未払法人税等	534,310	1,510,954
返品調整引当金	57,000	70,040
賞与引当金	477,718	124,318
その他	3,676,556	4 5,170,634
流動負債合計	29,504,960	36,161,842
固定負債		
長期借入金	8,453,358	9,035,240
退職給付引当金	2,923,252	3,095,184
資産除去債務	54,197	54,823
その他	1,991,487	2,169,036
固定負債合計	13,422,294	14,354,284
負債合計	42,927,255	50,516,127
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,557,728	13,557,728
資本剰余金	12,321,293	12,289,778
利益剰余金	20,360,670	23,352,470
自己株式	1,104,305	1,964,522
株主資本合計	45,135,387	47,235,456
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	95,387	91,812
土地再評価差額金	297,683	297,683
その他の包括利益累計額合計	393,070	389,496
新株予約権	-	42,955
純資産合計	45,528,458	47,667,908
負債純資産合計	88,455,713	98,184,035

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
売上高	71,862,391
売上原価	43,756,737
売上総利益	28,105,654
返品調整引当金繰入額	13,040
差引売上総利益	28,092,614
販売費及び一般管理費	21,525,235
営業利益	6,567,378
営業外収益	
受取利息	13,787
受取配当金	24,677
負ののれん償却額	3,105
共同開発費用分担金	167,263
その他	239,880
営業外収益合計	448,714
営業外費用	
支払利息	119,454
支払手数料	23,892
売上債権売却損	72,996
その他	35,520
営業外費用合計	251,865
経常利益	6,764,228
特別利益	
固定資産売却益	171
特別利益合計	171
特別損失	
固定資産処分損	81,030
投資有価証券評価損	69,397
その他	375
特別損失合計	150,802
税金等調整前四半期純利益	6,613,597
法人税等	2,559,666
少数株主損益調整前四半期純利益	4,053,930
四半期純利益	4,053,930

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	4,053,930
その他の包括利益	
其他有価証券評価差額金	3,574
その他の包括利益合計	3,574
四半期包括利益	4,050,356
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	4,050,356
少数株主に係る四半期包括利益	-

【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間 (自平成24年10月1日 至平成24年12月31日)
売上高	25,981,845
売上原価	15,859,142
売上総利益	10,122,702
返品調整引当金繰入額	9,940
差引売上総利益	10,112,762
販売費及び一般管理費	7,214,665
営業利益	2,898,097
営業外収益	
受取利息	4,440
受取配当金	5,008
共同開発費用分担金	46,845
為替差益	62,044
その他	95,857
営業外収益合計	214,195
営業外費用	
支払利息	36,511
支払手数料	6,534
売上債権売却損	24,907
その他	10,689
営業外費用合計	78,643
経常利益	3,033,649
特別利益	
投資有価証券評価損戻入益	71,518
その他	34
特別利益合計	71,553
特別損失	
固定資産処分損	64,478
特別損失合計	64,478
税金等調整前四半期純利益	3,040,724
法人税等	1,170,669
少数株主損益調整前四半期純利益	1,870,055
四半期純利益	1,870,055

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間 (自平成24年10月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,870,055
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	28,046
その他の包括利益合計	28,046
四半期包括利益	1,842,008
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	1,842,008
少数株主に係る四半期包括利益	-

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

(1) 連結の範囲の重要な変更

平成24年6月1日付で、当社は連結子会社でありました日医工ファーマ株式会社を吸収合併いたしました。

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に対する影響額は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
	21,318,071千円	23,155,518千円

2 偶発債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
	-	アクティブファーマ(株) 110,740千円

3 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形割引高	255,350千円	3,694千円

4 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当四半期連結会計期間の末日が金融期間の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当四半期連結会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形	557,011千円	616,777千円
割引手形	84,218	5,485
流動資産その他(営業外受取手形)	250	-
支払手形	144,370	91,720
流動負債その他(営業外支払手形)	-	26,808

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれんの償却額及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
減価償却費	3,414,673千円
のれんの償却額	134,790
負ののれんの償却額	3,105

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	(注1) 432,434	利益剰余金	10.70	平成24年3月31日	平成24年6月25日
平成24年11月13日 取締役会	普通株式	(注2) 637,826	利益剰余金	16.00	平成24年9月30日	平成24年12月10日

(注1) 配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式331,000株に対する配当金3,541千円を含めて記載しております。

(注2) 配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式286,800株に対する配当金4,588千円を含めて記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

当社及び連結子会社は、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	101円14銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	4,053,930
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (千円)	4,053,930
普通株式の期中平均株式数(株)	40,084,258
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金 額	101円9銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	16,391
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要	-

(注) 普通株式の期中平均株式数には従持信託が保有する自己株式が含まれております。

(重要な後発事象)

当社製品の「ピシリバクタ静注用1.5g」に使用しております他社からの購入原薬におきまして、原薬製造施設を管理する上での不備が認められましたため、この原薬を用いて製造した同製品について、平成25年1月9日から自主回収を実施し、早急に別メーカー原薬に切替えて製品供給を再開しております。

本件に関しまして、当社は原薬の受入れ時また製品出荷前の品質試験におきまして品質に問題がないことを確認しており、これまで本件に関する健康被害の報告は受けておりません。

現時点においては、当社費用の見込み額が不明であるため、自主回収に係る費用は計上しておりません。

2【その他】

平成24年11月13日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(1) 中間配当による配当金の総額 637,826千円

(2) 1株当たりの金額 16円00銭

(3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成24年12月10日

(注) 平成24年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月14日

日医工株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀 幸造 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山川 勝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 膳亀 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日医工株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日医工株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。